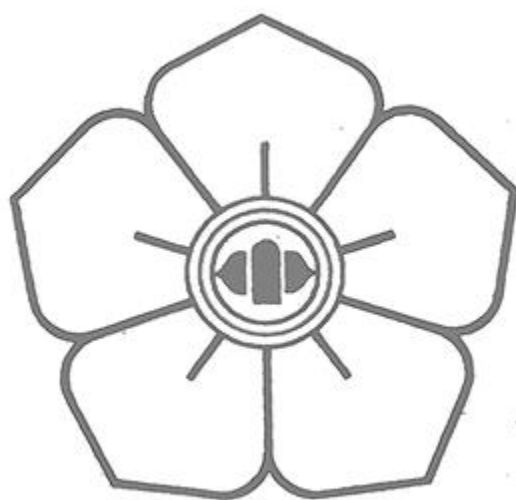


PTA会則



船橋市立大穴小学校

大 穴 小 学 校 P T A 会 則

第 1 章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、船橋市立大穴小学校PTAといい、その事務局を同校内に置きます。
船橋市大穴南2-7-1 (047)465-2531

第 2 章 目的及び方針

- 第2条 この会は、保護者と教職員が協力して教育が理想的に行われるよう努力し、ともに研修し、家庭教育の充実を図り、また一般社会の協力を得て、児童の幸せ、教育環境を良くする事を目的とします。
- 第3条 この会は、
- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
 - (2) 他のいかなる団体及び機関の支配や干渉圧迫は受けません。
 - (3) PTAの名で特定の政党や宗派を支持したり、公私の選挙の推薦をしません。
 - (4) もっぱら営利を目的とする行為はしません。
 - (5) この会は、学校管理及び人事に干渉しません。

第 3 章 活 動

- 第4条 この会は、目的達成のため、次の事業及び活動を行います。
- (1) 会員相互の研修と親睦
 - (2) 児童の家庭における生活に関する事
 - (3) 児童の校外における生活に関する事
 - (4) 学校の施設、設備の充実助成に関する事
 - (5) その他、目的達成に必要な活動に関する事

第 4 章 会 員

- 第5条 この会は、本会の目的に賛同する大穴小学校に在籍する児童の保護者、教職員を会員とし、常に平等の権利と義務があります。

第 5 章 組 織

- 第6条 この会は、次の組織によって構成します。
- (1) 本部役員 (2) 運営委員 (3) 各委員 (4) 推薦委員
- 第7条
- (1) 本部役員は推薦委員会が推薦し、総会において承認されます。
 - (2) 学年学級委員は各学年で互選します。
 - (3) 学年学級委員数は会員数に応じて運営委員会で決定できるものとします。
 - (4) 校外委員会を除く専門委員は各学年から互選します。
 - (5) 校外委員は別に各地区から選り構成します。

第8条 各委員会は、各委員の互選により長1名・副1名・書記1名・会計1名を選出します。

第9条 この会の運営を、次の各委員会に分掌します。
但し、総括的な運営は本部役員会の直轄とします。

- (1) 学年学級委員会
学級及び学年の意見交流と調整、各委員会への協力。
- (2) 広報委員会
大穴小PTAの情報の伝達及び広報紙の発行。
- (3) 校外委員会
児童の校外生活の安全対策と健全育成
- (4) ベルマーク委員会
ベルマークの回収、集計及び発送をし、学校や PTA 活動に役立てる。

第10条 本部役員・会計監査は、委員を兼任できません。但し、校外委員(4役を除く)のみ兼任できます。

第6章 役員及び会議

第11条 この会に、次の会を置きます。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| (1) 総会 | (2) 本部役員会 | (3) 運営委員会 |
| (4) 各委員会 | (5) 特別委員会 | |

第12条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関です。

第13条 定期総会は、年 1 回とし、前年度会計決算報告、活動報告の承認、本年度の本部役員選出、予算、活動計画、会則の変更、その他必要事項について審議決定をします。

第14条 臨時総会は、会長及び運営委員会が必要と認めた時に開きます。

第15条 総会の議決は、召集による議決、または、書面(電磁的記録を含む)による議決に基づきます。総会の成立は、会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席、または、「議決権行使書」の提出(電磁的記録を含む)を必要とします。

第16条 総会の議決は過半数をもって決します。

第17条 PTAの本部役員は、次の通りです。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 2名 (保護者)
- (3) 書記 3名 (保護者2名、教職員1名)
- (4) 会計 3名 (保護者2名、教職員1名)

第18条 本部役員の任期

- (1) 本部役員の任期は1ヶ年とします。但し、再任を妨げません。
- (2) 本部役員は在籍児童をもつ保護者会員とし、並びに教職員会員代表とします。

第19条 本部役員の任務は、次の通りです。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統理し、総会・本部役員会・運営委員会・特別委員会・各会を招集します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その任務を代行します。
- (3) 書記は、本部役員会及び運営委員会の記事を正確に記録し、全会員に報告し、書類の保管などの会の事務を処理します。
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づいて、その収支にあたり会計の事務を行い、総会の都度、収支を報告します。
- (5) 本部役員は、諸会議に出席し意見を述べる事ができます。

第20条 本部役員会は、必要に応じて会長がこれを招集します。構成員は次の通りです。

- (1) 会長 (2) 副会長 (3) 書記 (4) 会計

第21条 本部役員会は、次の事を行います。

- (1) 総会に提出される議案の企画審議
- (2) 運営委員会に提出する議案の企画審議
- (3) 予算案の編成及び議案の企画審議
- (4) 決算書の作成
- (5) 各会の連絡調整
- (6) 細則の起案
- (7) その他緊急事項の処理

第22条 運営委員会は、原則として会長がこれを招集します。

第23条 運営委員会の構成員は、次の通りです。

- (1) 本部役員 (2) 各委員会 委員長・副委員長 (3) 教職員代表
- 但し、(2)においては、書記、会計の代理も可とする。

第24条 運営委員会の任務は、次の通りとします。

- (1) 総会に提出される議案の作成及び審議決定
- (2) 予算案の構成及び審議決定
- (3) 決算書の審議承認
- (4) 本部役員会より選出された議案の審議決定
- (5) 各会より提出された議案の審議決定
- (6) 各会の連絡調整及び運営について必要ある事項
- (7) その他緊急事項の処理

第25条 運営委員会には、学年代表(教職員)は出席する事ができます。

但し、議決権はありません。(教職員)が運営委員会に議案を提出する場合は、校長または教頭(役員)、教務主任を通じて提出し、当日は指名に応じて提出理由、補足説明をする事ができます。

第26条 運営委員会には、会員は随時傍聴する事ができます。

第27条 特別委員会は、会長が必要と認めた場合、運営委員会の承認を受けて設置する事ができます。

第28条 バザー開催については、その都度別にバザー委員会を設けて運営にあたり、会員に協力を求める事ができます。

第29条 総会以外の会議は、構成人員の 2 分の 1 以上の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。

第30条 学校長は、本会と学校運営との間の調整を行い、すべての会に参加して意見を述べる事ができます。

第7章 会 計

第31条 この会の経費は、会費とその他の収入をもって充てます。

第32条 この会の会費は、総会において決定します。

第33条 この会の資産は、PTA及びPTAに関する機関以外に支出する事はできません。

第34条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第35条 この会に、会計監査を2名置きます。その選出方法と任期は本部役員に準じます。

第36条 (イ) 会計監査は会計の運営について監査し、総会に報告します。
(ロ) 会計監査は、必要に応じて運営委員会に出席し発言する事ができます。

第37条 会費は、一世帯あたり、1ヶ月270円とします。但し、徴収は事情により減免する事ができます。

第8章 相談役

第38条 この会に、相談役を置く事ができます。
(1) 相談役は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱します。
(2) 相談役は、この会の運営上重要な事項について会長の諮問に応じます。

第9章 会則の改正

第39条 この会則の改正は、運営委員会総員の 3 分の 2 以上の賛成で発議し、総会で審議し決定する。

第10章 会員の個人情報取り扱い

第40条 本会の活動を推進する為に必要とされる個人情報の取得や利用、管理について、「個人情報保護規定」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

- (1) この会則は、令和7年4月17日より施行いたします。
- (2) 会長が必要と認めた場合、運営委員会の議決を得て、この会則に反しない限りの細則を作る事ができます。
- (3) 平成 5年 4月24日一部改正
- (4) 平成 6年 4月16日一部改正
- (5) 平成 7年 4月15日一部改正
- (6) 平成 8年 4月20日一部改正
- (7) 平成11年 4月17日一部改正
- (8) 平成13年 4月21日一部改正
- (9) 平成15年 4月18日一部改正
- (10) 平成20年 4月25日一部改正
- (11) 平成23年 4月22日一部改正
- (12) 平成26年 4月21日一部改正
- (13) 平成29年 4月19日一部改正
- (14) 平成30年 4月18日一部改正
- (15) 令和 3年 4月15日一部改正
- (16) 令和 5年 4月17日一部改正
- (17) 令和 6年 4月18日一部改正

表 彰 規 定

この会の目的達成のために功績のあった人を、運営委員会で認められた場合、表彰する事ができます。

慶 弔 規 定

会員相互の親睦を深め友誼団体との儀礼をつくし、かつ児童福祉のため次のような規定を設けます。

1. 災害に対する場合

(1) 対象の範囲

- (イ) 児童が学校管理下で10日以上入院をした場合
- (ロ) 会員がPTA行事の事故で1ヶ月以上の入院をした場合

(2) 見舞い金の基準 5,000円

2. 死亡に対する場合

(1) 対象の範囲

- (イ) 児童
- (ロ) 会員

(2) 弔慰金の基準 10,000円

3. その他の場合

- (1) 学校職員が転退職する場合は、本部役員会で審議し記念品を贈る事ができます。
- (2) この会の友誼団体及びその直接関係者に儀礼交換をなす必要のある場合は、金10,000円を限度として処理するものとし、特別の場合は本部役員会に諮り、適当な額を決定します。
- (3) その他特別の事情のある事例発生の場合は、本部役員会に諮り適当な処置をとります。

推薦委員会規定

- (1) 推薦委員会は、年度始めに構成されます。
- (2) 構成は、各学年・学級委員より1名、教職員1名とします。連絡係を、その中から互選により決定します。(欠員になった場合は、必要に応じその学年学級委員より補充します。)
- (3) 本部役員候補者は、PTA会員より選出します。
- (4) 推薦委員会は、本部役員及び会計監査の候補者を挙げた場合、該当者の承諾を受け、総会の5日前頃までにその氏名を全会員に通知しなければなりません。
- (5) 本部役員及び会計監査は、前もって候補者として指名され、毎年定期総会で承認を受けて決定します。
- (6) 本部役員が欠員となった場合は、必要に応じ本部役員と推薦委員が協議し、候補者を推薦し運営委員会で決定します。なお、その任期は前任者の残存期間とします。
- (7) 退会する本部役員を相談役とする事ができます。

サークル活動

- (1) 会員は誰でも参加でき、PTA活動を高められるものとします。
- (2) 本部役員会に提案し運営委員会で審議され、総会で認められたものとします。
- (3) サークルは自主運営、自己負担とします。但し、PTA代表として参加する場合のみ参加費用を本会計より負担します。
- (4) 必要がある時は代表が運営委員会に出席し、活動を報告します。また、総会において年間活動の報告をします。

特別会計規定

- (1) 特別会計の収入は、有価物回収の収益金、報償金及びその他の収入をもって充てます。
- (2) 特別会計の資産は、PTA及びPTAに関する機関以外に支出する事はできません。
- (3) 特別会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
- (4) 特別会計の監査は、会計監査が行うものとします。
- (5) 予算に計上されたもの以外の支出については、発生の都度、本部役員会にて検討し、運営委員会の承認を得るものとします。なお、この支出は予備費からとします。

個人情報保護規定

(1) 個人情報の取得

本会は、運営上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

本会は、取得した個人情報を、会員ご本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはありません。本会が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で適正に利用します。

・ P T A活動における活動の充実と質の向上	・ 寄せられた質問などに対する回答
・ P T Aが加入する保険手続きに必要な事項	・ 推薦委員会による役員選考のための使用
・ 会員名簿の作成と管理	・ 広報紙などへの掲載
・ 活動などに関する案内	・ 校外活動のために使用
・ 資料および書類の送付	・ ひまわり 1 1 0 番設置箇所把握のため
・ 会費納入に係る手続きと管理	・ 表彰に関する事項

(3) 個人情報の管理

本会は、取り扱う個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じます。また、必要に応じ、明示した利用範囲内で個人データの取り扱いを外部へ業務委託する場合、その委託先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう、必要かつ適切な監督を行います。

(4) 個人情報の第三者への提供

法令に定める場合を除き、事前に関係する本会会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者への開示・提供は行いません。

(5) 個人情報の開示

本会が保管している個人情報について、会員本人から開示の請求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

(6) 組織・体制

個人情報保護の重要性を認識し、継続的に改善及び向上につとめます。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

大穴小学校PTA会長